

量水器取替業務委託 仕様書

1. 取替は令和6年4月～令和7年12月までの期限切れ量水器及び、令和6年4月以前の期限切れ量水器を対象とする。
2. 取替は取替台帳をもとに事前にゼンリンの地図等で位置を確認する。
3. 個人所有の子メーターは取替えをしない。
4. 取替は取替台帳の量水器番号及び有効期限を確認してから行う。
このとき、使用者と量水器番号が違っている場合、上下水道課と連絡を取り、再確認してから取替える。
5. 取替作業中は必ず、**いちき串木野市の腕章をして作業すること。**
6. 水道使用者と連絡（文書等による）をとり、トラブルを起こさないよう十分注意して行う。特に事業所等については、事前に取替日を打ち合わせること。
7. 取替中に発生した止水栓漏水は修理すること。
8. **取替は量水器定期検針終了の10日から翌月20日までに行うものとする。**
9. 取替後、量水器の回転方向が正回転であるか、または量水器回りの水漏れはないか、蛇口の水の出具合は正常であるか確認する。
10. 取替後は、台帳に記入して2部作成し、1部を古い量水器とともに上下水道課に提出し確認を受けること。台帳記入の際、**集合住宅等量水器が近くに2個以上ある場合記入まちがいがないように特に注意すること。**
11. 古い量水器は水洗いして乾燥させ13ミリメーターは、（ロング）15個（ショート）20個ずつプラスチック容器に箱詰めし、最終確認が受けられるように整理して市役所に持ち込むこと。
12. 量水器取替修繕に関して、取替後に使用水量等に、疑義が発生し、明らかに取替時の誤りであることがわかった場合、委託契約によりその責めを負うものとする。
13. ショートメーターが設置してある箇所は、住所と個数を把握し、メーターが届きしだい取替えを行うこと。
14. 25mmメーターまでは、表示部が回転するメーターを使用する場合がありますので、逆回転の取り付けがないように充分注意して下さい。
15. キャップの取り外しについては、取替直前に行うこと。（風による回転を防止するため）
16. **量水器取替後1年以内に取替えに起因する量水器周辺での水漏れ等に対しては、取替業者が責任をもって対応をすること。また、取替不良が明らかで、水道料金が発生した場合はその料金を支払うものとする。**
さらに、取替対象者が別の水道業者に修理依頼し、修理費用が発生した場合はその修理費用を取替業者にて支払うものとする。
（これらの事例に対しては、市役所と協議を行う。）